



# 埼玉県報

第291号  
令和4年(2022年)  
3月4日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 飯能都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 坂戸都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 越生町西和田・河原山土地区画整理事業の事業計画変更（第9回）（市街地整備課）
- 桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- 021 企委第2号水道施設管理システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示（水道企画課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 監査結果の公表（監査第二課）
- 特定事務監査結果の公表（監査第二課）
- 措置通知の公表（監査第二課）

### 雑報

- 主要農作物の県奨励品種等（生産振興課）

## 告 示

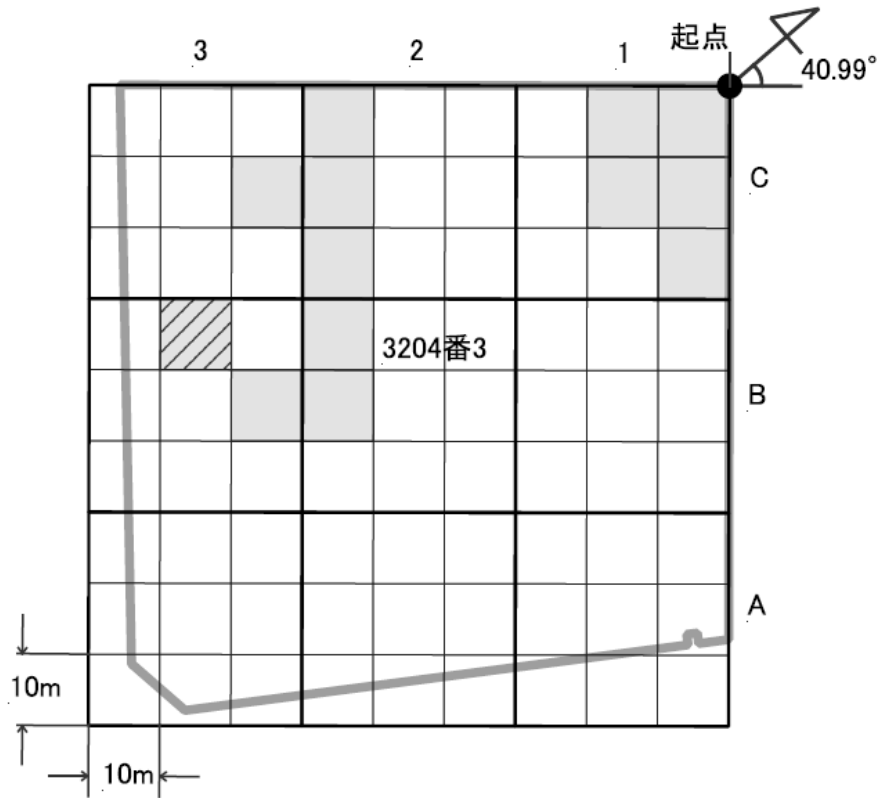
### 埼玉県告示第百六十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年三月四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（埼玉県加須市鴻基三千二百四番三）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



起点：起点は埼玉県加須市鴻基3204番3の最北端とする。

格子点の回転角度 40.99°

台帳敷地境界（全域同じ地番）

形質変更時要届出区域に指定する区画

ふっ素及びその化合物

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

## 告示

### 埼玉県告示第百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月四日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアセキ生出塚店

埼玉県鴻巣市生出塚一丁目百二十五番一外

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

有限会社武久商事 代表取締役 武井正光

埼玉県鴻巣市天神四丁目三番二十四号

有限会社井上商事 代表取締役 井上雄二

埼玉県鴻巣市天神四丁目七番二十二号

松村孝行

埼玉県鴻巣市天神四丁目二番五十三号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社セキ薬品 代表取締役 関善夫

埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目二番二十二号

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年十月十九日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百二十二平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一九立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和四年二月十八日

二 縦覧期間

令和四年三月四日から令和四年七月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年三月四日から令和四年七月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十五号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月四日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 測量計画機関

さいたま市

#### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

#### 三 作業地域

さいたま市緑区大字中尾

#### 四 作業期間

令和四年一月二十一日

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十六号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月四日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 作業種類

基本測量（電子基準点測量）

#### 二 作業地域

さいたま市見沼区、川越市、熊谷市、秩父市、飯能市、春日部市、越谷市、入間市、久喜市、比企郡ときがわ町

#### 三 作業期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第百六十七号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

### 二 作業種類

公共測量（四級基準点測量、地上レーザ測量、三次元数値図化、航空レーザ測量）

### 三 作業地域

荒川上流河川事務所管内（さいたま市（西区、桜区、南区）、川越市、熊谷市、行田市、東松山市、鴻巣市、深谷市、上尾市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、毛呂山町、滑川町、川島町、吉見町、鳩山町、寄居町）

### 四 作業期間

令和四年二月二十八日から令和四年三月三十一日まで



## 告 示

### 埼玉県告示第百六十八号

令和三年埼玉県告示第千八十五号で公示した公共測量は、令和四年二月二十八日終了した旨測量計画機関である公益社団法人埼玉県農林公社から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月四日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十九号

飯能市から飯能都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年三月四日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年三月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和四年三月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

越生町西和田・河原山土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成四年十一月十七日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県入間郡越生町大字西和田字西尾崎、字尾崎前、字欠田、字大利及び字荒神前並びに大字越生字河原の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県入間郡越生町大字越生九百番地二

五 設立認可の年月日

平成四年十一月十七日

六 変更認可の年月日

令和四年三月四日

# 告 示

## 埼玉県告示第百七十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和四年三月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 組合の名称

桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合

### 二 事業施行期間

平成五年三月九日から令和六年三月三十一日まで

### 三 施行地区

埼玉県桶川市大字下日出谷字東耕地、字東、字高井及び字西の各一部、泉一丁目の一部、鴨川一丁目の一部

### 四 事務所の所在地

埼玉県桶川市上日出谷南三丁目四番地二

### 五 設立認可の年月日

平成五年三月九日

### 六 変更の内容

事務所の所在地を「埼玉県桶川市大字上日出谷九百二十一番地二」から「埼玉県桶川市上日出谷南三丁目四番地二」へと変更する。

### 七 変更認可の年月日

令和四年三月四日

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年三月四日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 調達案件名及び数量  
021 企委第 2 号水道施設管理システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道企画課施設計画担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和 4 年 1 月 6 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
三菱電機株式会社関越支社 埼玉県さいたま市中央区新都心 1 1 番地 2
- 5 契約金額（税込）  
36,300,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

## 告 示

### 埼玉県教委告示第六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和四年三月四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和四年三月十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 令和三年度埼玉県指定文化財の指定について

ロ その他



# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和四年三月四日

埼玉県監査委員 小 山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 荒 木 裕 介

埼玉県監査委員 小久保 憲 一

# 令和3年度第3回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

## 1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

## 2 監査の対象

### （1）対象事務

令和2年度、令和3年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

### （2）対象機関

地域機関 208 機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

### （3）実施期間

令和3年10月18日～令和3年12月28日

## 3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

## 4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

## 5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項 なし

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 5件 (5機関)

| 番号 | 部局    | 機関              | 概要   |
|----|-------|-----------------|--|
| 1  | 環境部   | 環境整備センター        | 令和3年度に締結した「03 自家発電設備保守点検業務委託」など合計3件の業務委託契約における一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかったことは不適切であった。   |
| 2  | 福祉部   | 総合リハビリテーションセンター | 令和3年度に締結した「検体検査業務委託契約」(単価契約・長期継続契約)について、執行予定額が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。  |
| 3  | 下水道局  | 中川下水道事務所        | 令和元年度に締結した「中川流域処理場第2沈砂池ポンプ棟接続施設工事」の2回目の変更契約について、支出負担行為の決裁区分が管理者のところで局長が決裁していたことは、不適切であった。  |
| 4  | 教育委員会 | 近代美術館           | 当館が管理している北浦和公園内徒渉池において、流水状態が約2週間続く事故が発生した。この事故により、同期間を含む2か月分の水道料金として、直前の2か月分の水道料金の12倍となる約468万円を支払うこととなった。<br>北浦和公園内における施設管理業務については、「埼玉県近代美術館施設管理(空調設備保守・運転・中央監視)業務委託契約」において業者に委託しているが、本来業者に行わせる業務を美術館職員が行ったこと、また、仕様書どおりに行われていない業務があるにもかかわらず、それに気付かず事務を進めていたことは事務の管理執行体制という点で不適切であった。 |
| 5  | 教育委員会 | 越谷総合技術高等学校      | 令和2年度の高等学校等就学支援金に係る事務処理を怠ったため、国からの就学支援金11人分970,200円が支給されず、一部を私費で補填し事実を隠蔽していた。<br>また、授業料及び入学料、奨学のための給付金などの事務処理を怠り、保存すべき文書を破棄していたほか、平成30年度の実践室のエアコン修繕について、財務規則に則った業者選定手続を行わず業者に修繕を依頼し、その費用342,573円を私費で支払い、事実を隠蔽していた。   |

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
|  |  |  | 平成 30 年度以降に複数の不適切な財務事務が発生したことは、職員に対する管理監督等が不十分であり、また、事務の管理執行体制が不適切であった。 |
|--|--|--|---|

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

## 別紙

| 所管部局    | 監 査 対 象 機 関   |
|---------|---|
| 企画財政部   | 東京事務所、南西部地域振興センター、東部地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、利根地域振興センター、秩父地域振興センター  |
| 総務部     | 県営競技事務所、川越県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、越谷県税事務所   |
| 県民生活部   | 婦人相談センター、男女共同参画推進センター   |
| 危機管理防災部 | 消防学校  |
| 環境部     | 中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、秩父環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター   |
| 福祉部     | 東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、北部福祉事務所、秩父福祉事務所、発達障害総合支援センター、総合リハビリテーションセンター、熊谷児童相談所、越谷児童相談所、草加児童相談所  |
| 保健医療部   | 春日部保健所、草加保健所、鴻巣保健所、坂戸保健所、狭山保健所、加須保健所、幸手保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、動物指導センター、動物指導センター南支所   |
| 産業労働部   | 計量検定所、川口高等技術専門校、春日部高等技術専門校  |
| 農林部     | さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興センター、秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、大里農林振興センター、農業技術研究センター、病虫害防除所、中央家畜保健衛生所、秩父高原牧場、農業大学校、水産研究所、寄居林業事務所         |
| 県土整備部   | さいたま県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、飯能県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所、鉄道高架建設事務所 |
| 都市整備部   | 八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、川越建築安全センター、熊谷建築安全センター、営繕・公園事務所   |
| 企業局     | 大久保浄水場、行田浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、水質管理センター  |
| 下水道局    | 荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所   |
| 教育委員会   | 東部教育事務所、総合教育センター、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の  |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>博物館、文書館、加須げんきプラザ、大滝げんきプラザ、朝霞西高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、浦和東高等学校、大宮高等学校、大宮中央高等学校、小鹿野高等学校、小川高等学校、春日部東高等学校、川口高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越総合高等学校、川越西高等学校、川越初雁高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷工業高等学校、栗橋北彩高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、坂戸高等学校、坂戸西高等学校、狭山経済高等学校、狭山緑陽高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、所沢商業高等学校、戸田翔陽高等学校、滑川総合高等学校、新座柳瀬高等学校、鳩山高等学校、羽生実業高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、吹上秋桜高等学校、不動岡高等学校、本庄高等学校、松伏高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、吉川美南高等学校、上尾かしの木特別支援学校、騎西特別支援学校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、越谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、越谷西特別支援学校松伏分校、特別支援学校坂戸ろう学園、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、秩父特別支援学校、所沢特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校、和光南特別支援学校</p> |
| 警察本部 | <p>警察学校、浦和警察署、大宮警察署、朝霞警察署、草加警察署、鴻巣警察署、川越警察署、西入間警察署、小川警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、児玉警察署、深谷警察署、行田警察署、加須警察署、春日部警察署、越谷警察署、久喜警察署、吉川警察署</p>   |

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定に基づき  
監査を執行したので、同条第九項及び第十項の規定に基づく監査の結果に関する報  
告を次のとおり公表する。

令和四年三月四日

埼玉県監査委員 小 山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 荒 木 裕 介

埼玉県監査委員 小久保 憲 一

# 令和3年度特定事務監査（テーマ監査）結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第2項及び埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び第10項並びに基準第15条第1項及び第2項に基づき報告する。

## 1 監査等の種類

特定事務監査（基準第3条第1項第2号）

## 2 監査の対象

### （1）対象事務

「女性活躍の推進について」をテーマとし、令和2年度及び令和3年度の事務の執行等を対象事務とする。

### （2）対象機関

本庁5機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

### （3）実施期間

令和3年11月24日～令和4年1月31日

## 3 監査の着眼点

監査対象機関の事務の執行等についての監査は、「女性活躍の推進」に係る以下の項目について、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

- ① 県の男女共同参画の現状及び課題
- ② 多様な働き方の推進策及び課題
- ③ 女性の就業・キャリアアップの支援策と活用状況
- ④ 県庁組織における女性活躍の推進の現状及び取組

## 4 監査の実施内容

基準第9条ないし第13条の規定を踏まえ、監査を実施した。

## 5 監査結果

今回報告分の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、監査結果の報告に添える意見は次のとおりである。



監査結果の報告に添える意見 13件 (5機関)

| 番号 | 部局    | 機関      | 意見内容  |
|----|-------|---------|---|
| 1  | 直轄    | 統括参事    | 女性が活躍するためには、様々な方面からの支援が必要である。女性活躍の推進が更に加速するよう、アドバイザー・ユニット制度などを運用しながら、関係部局とよく連携し、女性活躍に向けた事業に取り組んでいただきたい。   |
| 2  | 総務部   | 人事課     | 皆が働きやすい職場にするための参考として、妊娠・出産・育児休暇といった段階で退職する職員の意見も聞いていただきたい。  |
| 3  | 総務部   | 人事課     | 妊娠・出産・育児休暇といった段階で退職する職員を減らすために、復帰後の職員の働き方についてより一層工夫していただきたい。  |
| 4  | 総務部   | 人事課     | 女性が生き生きと働くためには、女性職員の働きやすさを追求するだけでなく、男性職員の意識改革も不可欠である。また、女性が働きやすい職場は、結果として皆が働きやすい職場となる。県内市町村や企業のモデルとなり、女性が活躍できる職場は県庁であると言われるよう、今後も職員の声によく耳を傾けながら、取組を更に進めていただきたい。 |
| 5  | 県民生活部 | 男女共同参画課 | コロナ禍で女性の貧困等が顕在化し、ジェンダー不平等などに対する問題意識の高まりは、男女共同参画を推進する好機である。次期計画の策定に当たっては、県民の声をよく聞き、この好機を逃すことなく男女共同参画を推進していただきたい。   |
| 6  | 県民生活部 | 男女共同参画課 | 貧困に苦しむ女性に必要な情報を届けるとともに、県民が男女共同参画により関心を示すよう、積極的な情報発信に努めていただきたい。  |
| 7  | 県民生活部 | 男女共同参画課 | 女性が活躍するためには、男性の意識改革が必要不可欠である。「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」の活動などもいかしながら、男性の意識改革が進むよう取り組んでいただきたい。  |

|    |       |           |   |
|----|-------|-----------|---|
| 8  | 産業労働部 | 人材活躍支援課   | 働く女性のワンストップ支援サイトでは、同じ問題を意識している女性同士が意見交換を行えるなど、女性たちが意見を表明できる仕組づくりを検討していただきたい。  |
| 9  | 産業労働部 | 人材活躍支援課   | コロナ禍の中、テレワークが進むなど働き方も多様化してきている。既に様々な支援策を実施しているが、引き続き、利用者のニーズをよく把握するとともに、他部局とも連携し、きめ細かい支援に取り組んでいただきたい。   |
| 10 | 産業労働部 | 人材活躍支援課   | 今後、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展に伴い、デジタル分野における人材の需要は増してくる。そのような中で、働く意欲のある女性が足踏みすることなく一歩を踏み出せるよう、デジタル関係のスキルについて、セミナーや研修のレベルアップなど必要に応じた対策を実施していただきたい。 |
| 11 | 産業労働部 | 多様な働き方推進課 | 労働関係法令の改正や、コロナ禍で多様な働き方は重要性を増してきている。申請の窓口となる地域振興センター職員の能力アップに努めるとともに、丁寧な相談及びフォローアップなどを通じて、1社でも多く多様な働き方実践企業が増えるよう、引き続き取り組んでいただきたい。              |
| 12 | 産業労働部 | 多様な働き方推進課 | 多様な働き方実践企業の認定は5年ごとに更新するが、更新対象企業の2割程度が就業規則の不備などにより、更新を実施していない。多様な働き方実践企業を減らさないためにも、関係法令の改正情報を認定企業に提供するなど、今まで以上に更新に必要なフォローアップを実施していただきたい。       |
| 13 | 産業労働部 | 多様な働き方推進課 | 多様な働き方実践企業を求職者にPRしていくのは、非常に良い取組である。求職者が興味を示すものは、企業も関心があるはずである。今後は、多様な働き方実践企業の魅力が更に引き出せるよう、社員の声をより多く掲載するなど、工夫して取り組んでいただきたい。                    |

別紙

| 所管部局  | 監 査 対 象 機 関       |
|-------|-------------------|
| 直轄    | 統括参事              |
| 総務部   | 人事課               |
| 県民生活部 | 男女共同参画課           |
| 産業労働部 | 人材活躍支援課、多様な働き方推進課 |

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和四年三月四日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 荒 木 裕 介

埼玉県監査委員 小久保 憲 一

1 監査の結果「注意」とした事項

| 対 象 機 関 |        | 監査結果の公表年月<br>日 (県報の号数) | 監 査 の 結 果   | 講 じ た 措 置   |
|---------|--------|------------------------|---|---|
| 教育委員会   | 上尾高等学校 | 令和3年12月17日<br>(第270号)  | 令和2年度に実施した「散水用水中ポンプ取替修繕」について、予定価格が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。 | 再発防止のため、事務職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。<br>1 契約事務に関する正確な知識を習得するため、事務職員全員に対し財務に関する各種研修に取り組み、契約事務の適正な執行を徹底した。<br>2 財務に関するチェックシート（契約編）を活用することで、決裁関係者が複数の目で契約に必要な手続に誤りがないか確認を徹底することとした。 |

## 雑 報

主要農作物の県奨励品種等について次のとおり公表する。

令和四年三月四日

埼玉県知事 大野 元裕

奨励品種・準奨励品種の廃止

水稻粳「彩のみどり」

既に他品種への転換が進んでいることや、今後新たな中晩生品種の導入が見込まれることから、本品種の生産数量が増加する見込みは薄いため、準奨励品種から廃止する。